

長期収載品の選定療養について

患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、長期収載品と後発医薬品の価格差 2 分の 1 に相当する金額を特別の料金としてお支払いいただきます。

※長期収載品とは、同じ成分の後発医薬品のある先発医薬品のことです。

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の 2 分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が 2 分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

制度の詳細は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。